

「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」に対する
御意見募集(パブリック・コメント)について

令和 6 年 5 月 1 日

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当） 付

標記について、下記のとおり、御意見を求めます。

○現在、こども家庭庁では、地方公共団体が保有する、こどもや家庭に関する教育・保健・福祉等のデータを分野を超えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見するし、SOS を待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげることを狙いとする「こどもデータ連携の取組」を進めています。

○こどもに関する施策については、これまでに様々な取組が進められてきたものの、貧困や虐待、不登校、いじめ等の困難な状況にあるこどもは依然として存在しています。一方で、困難な状況にあるこどもは、その実態が見えにくく、支援が必要なこどもや家庭に対して適切な支援が届けられず、取り残されてしまっているケースも少なくありません。

○こども家庭庁では、昨年度、ガイドライン検討会を開催し、地方公共団体の職員がこどもデータ連携の取組を進めるための第一歩として参照するものとして留意事項をまとめた「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」を作成いたしました。

○ 今般、都道府県、市町村の職員を始め、多くの皆様から御意見を募集するため、本ガイドライン（素案）についてパブリック・コメントを実施します。

1. 募集期間 令和 6 年 5 月 1 日（水）～令和 6 年 5 月 31 日（金）必着

※ 郵便についても、募集期間内の必着とします。

2. 募集対象

「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」

3. 提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、お電話での御意見は受け付けしかねますので御了承ください。

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より御提出ください。
- (2) 郵送の場合 別紙の様式（A4 用紙）をダウンロードし、その様式に沿って御意見等を

御記入の上、以下の宛先まで御送付ください。

〒100-6003 東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 5 霞が関ビルディング 22 階

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付 EBPM 推進室 こどもデータ連携係 宛て

4. 提出に当たっての注意事項

- ・提出いただく御意見は日本語に限ります。
- ・個人の場合は、氏名、住所及び連絡先を、地方公共団体・法人の場合は、団体名・法人名、所在地及び連絡先を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します）。提出いただいた御意見については、氏名及び住所 その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ 御了承願います。
- ・お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。